

各投票所の選挙状況

奈良市の投票率は71.6%

十月一日に行われた、衆議院議員補選並びに最高裁判官国民審査と、同月五日に行われた、奈良縣教育委員会の委員の定例選挙、奈良市教育委員会の委員の選挙並びに奈良市議会議員の補欠選挙の結果は奈良市においては、次のとおりであった。

投票所	十月一日選挙		十月五日選挙	
	有権者	投票者	有権者	投票者
第一投票所	1,135	815	1,135	815
第二投票所	1,135	815	1,135	815
第三投票所	1,135	815	1,135	815
第四投票所	1,135	815	1,135	815
第五投票所	1,135	815	1,135	815
第六投票所	1,135	815	1,135	815
第七投票所	1,135	815	1,135	815
第八投票所	1,135	815	1,135	815
第九投票所	1,135	815	1,135	815
第十投票所	1,135	815	1,135	815
第十一投票所	1,135	815	1,135	815
第十二投票所	1,135	815	1,135	815
第十三投票所	1,135	815	1,135	815
第十四投票所	1,135	815	1,135	815
第十五投票所	1,135	815	1,135	815
第十六投票所	1,135	815	1,135	815
第十七投票所	1,135	815	1,135	815
第十八投票所	1,135	815	1,135	815
第十九投票所	1,135	815	1,135	815
第二十投票所	1,135	815	1,135	815
第二十一投票所	1,135	815	1,135	815
第二十二投票所	1,135	815	1,135	815
第二十三投票所	1,135	815	1,135	815
第二十四投票所	1,135	815	1,135	815
第二十五投票所	1,135	815	1,135	815
第二十六投票所	1,135	815	1,135	815
第二十七投票所	1,135	815	1,135	815
第二十八投票所	1,135	815	1,135	815
第二十九投票所	1,135	815	1,135	815
第三十投票所	1,135	815	1,135	815
計	34,000	24,400	34,000	24,400



史蹟めぐり

二月堂附近

此の度はぬさもとりあえず手向山、もみぢのにしき神のまにまに

の歌で名高い手向山八幡は東大寺の守護神として宇佐(大分縣)から勧請されたもので、應神、仲哀天皇、神功皇后をお祀りしています。未社の住吉神社の神殿は室町時代の建物として名高く、神社には優れた舞楽面や、在遷の際につかわれたとい

う黒漆の唐轡などが保存されています。社前の宝庫は校倉式といつて三角の形を組合せたもので、千式百年前の珍らしい建物となつています。正倉院もこれと同じで、同院には聖武天皇の御使用になつておられた御物や、大佛開眼に使用された品物が保存されています。

三月堂 東大寺の建物の中で、創建当時の姿をそのまま残しているのは、この三月堂と轉書門だけで、特にこの三月堂は天平時代の建物に鎌倉時代に付け加えられたもので、一見一つの堂と礼堂とにわかれ、建築学上では大変大切にされて

二月堂

懸崖の上に建てられているお堂で、その昔奈良に都のあった頃、実忠といわれ、聖武天皇につかえて

に行き、誠をこめて祈願動した十一面観音をお祀りしてあります。お堂は全国でも珍らしい四方から拜むようになってあります。

全国にその名を知られている「お水取」はこの堂で行われるのですが、毎年三月一日から十四日まで、珍らしい走りの行法や、陀羅尼の行法がおこなわれ全国から参拜がおしつけられます。奈良ではこの行法が終らないと腰かくなるといわれています。

夏講 前堂の前の大杉を良弁杉とよばれて、良弁僧正が幼い頃驚きに愛された、のりこぼしは、この堂のお庭にあり、次は東大寺大佛殿に参り

二、開票

1、衆議院議員補選

有効投票数 四一、〇〇七
無効投票 四八六

有効投票の内訳

岡本 茂	三、五四一
竹村 宗良	一、一五八
仲川 房次郎	一、四七五
秋山 利恭	二、四七五
名倉 仙蔵	一、二五九
伊藤 幸太郎	一、八五四
中島 賢蔵	二、二八一
前田 正男	一、六四四
八木 一男	八、三九六
加納 正義	一、三九五
植村 武一	二、三九五
井上 信貴男	二、一〇五
小川 齊司	二、二八七

2、最高裁判所裁判官国民審査

有効投票数 四〇、九九七
無効投票 三、八八四

無効投票の内訳

鶴岡 可とする投票の数	三、八八四
及び鶴岡を可としない投票の数	三、八八四

3、奈良縣教育委員会の委員の定例選挙

有効投票数 三三、七八三
無効投票 三〇、二一七

有効投票の内訳

吉田 新太郎	一〇、〇七一
橋本 忠治	五、九〇六
西尾 修五郎	三、七九三
中谷 良太郎	四、七八二
中谷 良太郎	五、六六五

4、奈良市教育委員会の委員の選挙

有効投票数 三三、七七三
無効投票 三、一七一

有効投票の内訳

中村 貞三	七、五七二
小島 文雄	六、五六〇
浜田 静枝	四、九一九
近藤 義則	四、六九一
吉川 奈良之助	四、五三七
布谷 幸治郎	三、九〇四
橋本 正彦	九八八

5、奈良市議会の議員の補欠選挙

有効投票数 三三、七四三
無効投票 三、四八〇

無効投票の内訳

鶴岡 可とする投票の数	三、四八〇
及び鶴岡を可としない投票の数	三、四八〇

月	日	時間	場所
11	7	午後九時	大安寺支所
10	22	午後三時	法華寺会所前
10	25	午後四時	興善院町
10	29	午後三時	東市支所
10	30	午後三時	平城支所
10	31	午後四時	佐紀町会所
10	7	午後四時	都路支所
10	8	午後四時	白鳥寺保育園前
10	9	午後四時	飛鳥出張所
10	10	午後四時	鼓阪出張所
10	11	午後四時	佐保出張所
10	12	午後四時	美出出張所
10	13	午後四時	大宮出張所
10	14	午後四時	奈良市役所
10	15	午後四時	奈良市役所

市民の声

一週一年々多額の市民税を負担している吾々に、さきには消防費の名義で若干の寄附を余儀なくせられたと言つておられますが、消防からは何等の名義によらず一切寄附は求めておりません。消防後援会が会費を徴収して其の事でないかと思つていますが、それは会費であつて寄附ではない、寄附を要求して来て居るのには、最近道路拡張の名義に隣組を利用して又々其の寄附を要求して来て居るの、一体どういふ訳だらう。それは市民税として既に含まれて居る事柄であり、又將來もそうであると思つて、今後そつう類似の名の下に色々の寄附を言つてくる場合、隣組の附合もあり、どうしてよい事か迷う

第二回狂犬病予防注射

十月二十二日から開始

狂犬病予 市内にはせつかく登録されながら予防注射を受けていない犬が未だ相当数あり、本年第二回の予防注射の予行が、これらの犬は常に狂犬病にさらされて居る状態にあり、必ず期日には注射を受けて、狂犬病予防に御協力下さい。尚、未登録犬に対する登録も、当日注射を受けさせて下さい。

市税の滞納整理について

市税の滞納額が相当あつて市の財政は窮乏を告げ一時は総ての支拂を停止しなければならぬ状態をまねき、またいつも早期完納される市民より「滞納整理を早急に執行せよ、そのまゝにおくれば正直者が馬鹿を見る」と強い要望を絶えず聞きます。滞納者には種々の事情がある事と思つて、市民の義務、市政に協力の意味に於きましてぜひ完納下さい、市民より種々の市の事業について要望があります、税金が完納されなければ御希望に添えない事になります、係員より再三督促を受けられても完納されない場合は、法の執行をしなければならぬ事になりますので早急に完納下さい。(徴税課)

市民の声

はつきり書いてあります、施行予定箇所の工事は予算の範囲内で施行して、寄附を要求した事は絶対にありません。また今後その様な事はしない方針であります。ただ支線道路の拡張の陳情があつた場合には、其の箇所の施行予定予算がなくて工事を急ぐ場合、附方を代表者に御願する場合がありますが、必ず強制する訳ではありません。しかし新しく道路を新設拡張又は舗装工事により著しく利益を受ける者は「奈良市道路工事費負担規定」により左記の通り其の費用の一部を負担して戴くことになって居ります。

奈良市道路工事費受益者負担規程

第一條 道路の新設拡張又は舗装工事に因り著しく利益を受ける者は本規程の定むる所に依り其の費用の一部を負担すべし

第二條 前條に依り費用を負担すべき者は道路の新設又は拡張舗装工事にし、て地域内に在る土地所有者但し道路舗装の場合に在りては其の道路に接する土地の所有者とす

第三條 前條第一項の区域別に依り之を定む

一 道路新設の場合
工事費の三分の一以内

二 道路拡張の場合
工事費の四分の一以内

三 道路舗装の場合
工事費の三分の一以内

是非市税を完納して下さい